

# 拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会 No. 26号

発行日 平成24年5月10日

発行者 会長 鎌田 俊夫

編集者 広報部長 山田 恵美子

事務局 03(3392)5555 03(3220)2468

東京都杉並区上荻 1-21-23

本橋喜久雄税理士事務所



## 設立の趣旨と今後の方向性について議論を

副会長 増田 恵一

会員の皆様には、日頃より拓く会の会務にご協力いただきまして感謝申し上げます。おかげさまで拓く会も平成16年9月22日の創立総会から7年半を迎えました。この間に会員数も4倍に増え、過去4度の東京会役員選挙において執行部を誕生させていただきました。本年は役員選挙の年にあたり支援対策会議を立ち上げ選挙態勢を組むこととなります。今後ともご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

ところで、最近拓く会役員の顔ぶれも変わり、拓く会の在り方を含め今後の方向性を議論すべきではないか等の意見も聞かれるようになってきました。

そこで、これからの議論の参考として頂くため、拓く会設立準備委員長を務めた者として、その経緯を簡単に紹介させていただきます。

拓く会設立以前の税理士会の役員選挙は、様々なグループの支援母体が独自の候補者を擁立していました。これらの団体は、主として税理士の資格取得の違いなどで入会資格に制約を設ける等一定の目的を持った税理士の組織を背景としていました。そのため業界全体の総意を結集すべき税理士共通の重要課題が実質的な審議よりも、支援母体の意向に左右される等の弊害が指摘されていました。役員選挙は、真に業界の活路を拓く人材を選出することが理想です。そこで、多くの有志が集まり旧来の役員選挙に対するあり方を見直し、常日頃から忌憚のない意見交換ができる場を広め、税理士の抱える問

題や会務運営について論議を深めること、その中から、税理士業界の代表として適格な人材を求める必要があることで合意し、この合意事項を達成するため、税理士の資格取得の経緯を超え、専業や兼業にとられることのない、幅広い税理士会の役員候補の支援母体を組織するため、多くの税理士会会員に参加を呼び掛け「時代を拓く税理士の会」が設立されました。

具体的には、税理士ならば誰もが参加でき、自由に発言でき、本会執行部を応援することができ、会費も実費程度で安く、幅広い日常活動を展開する団体を指向しました。そのため新組織は、資格取得の違いを超えて、会の趣旨に賛同し、維持会費を支払うすべての税理士を会員とするゆるやかな組織体としての任意の団体とし、税理士制度の維持、発展及び税理士会の健全な運営に資するため東京税理士会の会長候補者を応援することを目的とした点が特徴となっています。

事業としては、上記目的達成のため、

1. 誠実で優秀な人材を税理士会役員に送り出すため候補者の推薦および選挙運動をおこなう。
2. 税理士会の役員候補者となるべき人材の育成を図る。
3. 加入会員の親睦を計る。

ということで活動を行ってきました。

以上の設立趣旨等を念頭に置き、東京会執行部との関係を含めて、今後の会の在り方を議論していただきたいと考えます。

# 東京会への集中が顕著に

## 税理士登録の状況

次期税理士法改正に向けて日税連と国税庁は「勉強会」を行っており、近く「論点整理」が公表されると聞く。これを受けて、改正項目が絞り込まれ、「大綱」「法案作成」へと進み、来年3月上旬には閣法として国会に提出となる。ここでは、平成23年度末の税理士登録者数が明らかになったので、その現状を見てみることにする。3月31日現在の全国の登録者数は、前年より596人多い7万2,635人となった。このうち、東京会の登録者数は、前年より249人多い2万758人で、全登録者のうち28.58%を占める。現行税理士法は平成14年4月1日から施行されたが、この間に登録者数は6,662人増加した。これを税理士会別にみると、東京会は3,477人増加した。一方、北海道、東北、中国の3会は減少している。〈表1〉

〈表1〉平成13年改正後の税理士登録者数の推移

税理士会	13年度末	23年度末	10年間の増減
東京	17,281	20,758	3,477
東京地方	4,226	4,636	410
千葉県	2,237	2,375	138
関東信越	6,835	7,144	309
近畿	12,506	13,719	1,213
北海道	2,002	1,918	▲ 84
東北	2,688	2,542	▲ 146
名古屋	3,692	4,225	533
東海	3,749	4,232	483
北陸	1,272	1,343	71
中国	3,014	2,956	▲ 58
四国	1,522	1,544	22
九州北部	2,733	2,944	211
南九州	1,900	1,942	42
沖縄	316	357	41
計	65,973	72,635	6,662

## 開業・社員・補助税理士の状況

東京会における登録者数の増加を開業税理士・社員税理士・補助税理士別に10年前と比較すると、開業税理士は1,093人減少した。社員税理士は1,943人、補助税理士は開業税理士事務所に所属する者が971人、税理士法人に所属する者が1,656人となっている。平成23年度の東京会の新規登録者は876人で、登録区分別にみると社員税理士37人、補助税理士400人、開業税理士は439人となっている。〈表2〉

試験合格者のうち、補助税理士が7割を占めるのに対し、公認会計士は開業税理士が7割を占めている。公認会計士試験は、平成18年度から新試験制度に移行

しているが、新試験制度のもとでの登録か否かは東京会では把握していないようだ。

〈表2〉平成23年度資格別新規登録者  
(社員税理士、補助税理士、開業税理士)

	試験合格者	試験免除者・特試験合格者	弁護士	公認会計士	合計
社員税理士	10	8	2	17	37
補助税理士	243	108	3	46	400
開業税理士	100	164	8	167	439
合計	353	280	13	230	876

## 資格別登録の状況

東京会における資格別登録者を見ると、公認会計士の資格で登録している者は、平成22年度末で3,096人、15.1%を占める（全国規模では7,372人、10.2%）。これは公認会計士資格での登録者の4割強が東京会に所属していることになる。〈表3〉

登録者は年々増加し、この10年で試験合格者は1.8ポイント、試験免除者は5.5ポイント、公認会計士は2.6ポイント、それぞれ上昇した。一方、特別試験合格者は9.1ポイント減少した。

〈表3〉 東京税理士会の資格別登録者数

年度末	試験合格者	試験免除者	特別試験合格者	弁護士	公認会計士	その他（注）
平成13年度	(49.8%)	(18.3%)	(17.7%)	(0.7%)	(12.5%)	(1.0%)
	8,609	3,155	3,062	111	2,165	179
平成18年度	(50.7%)	(21.3%)	(12.5%)	(0.6%)	(14.4%)	(0.5%)
	9,751	4,106	2,413	110	2,767	89
平成19年度	(51.0%)	(22.2%)	(11.5%)	(0.6%)	(14.3%)	(0.4%)
	9,984	4,338	2,237	117	2,803	78
平成20年度	(51.2%)	(22.9%)	(10.4%)	(0.6%)	(14.5%)	(0.4%)
	10,171	4,559	2,075	120	2,879	69
平成21年度	(51.3%)	(23.7%)	(9.4%)	(0.6%)	(14.7%)	(0.3%)
	10,354	4,787	1,905	125	2,965	61
平成22年度	(51.6%)	(23.8%)	(8.6%)	(0.7%)	(15.1%)	(0.2%)
	10,577	4,881	1,765	135	3,096	55

### 〈参考・全国〉

平成22年度	(45.9%)	(29.6%)	(13.5%)	(0.6%)	(10.2%)	(0.2%)
	33,053	21,296	9,749	445	7,372	124

（注）税務代理士、資格認定者、特例法認定者

（本稿は、4月12日に開催された東京税政連の単位税政連会長・幹事長及び後援会会長・幹事長合同会議における組織委員会報告の資料をもとに作成した）

## 「研修会のお知らせ」

日時	平成24年7月4日（水）	18:00~20:30
場所	東京税理士会館2階	
内容	「会員相談室事例」	
講師	苺 米	裕（芝支部）

拓く会のホームページにはトピックスや写真などを掲載し最新の情報を提供しております。

ぜひご覧ください。

<http://hirakukai.jimdo.com/>



## 会長就任の中間総括と今後

東京税理士会 会長 神津 信一

昨年の東京会総会後から、拓く会のご推薦により山川執行部を引き継ぎスタートしてから、6月には最初の総会を迎えます。

3.11大震災対応に重点を置き、税理士法改正、税制改正、及び会務のイノベーション（改革）と全力で取り組みましたが、2010年11月の公示にあたりマニフェストに掲げました項目を検証いたします。（検証は、本来第三者が客観的に行うべきですが、広報の依頼により今回は自己検証致します。）

### 検証1 税理士法改正に取り組みます

資格取得を中心とする改正17項目については、現在行政との勉強会が進んでおり、7月には論点整理が公表され、9月に改正要望を日税連理事会決議、法案準備、来年3月通常国会提出というスケジュールです。

震災の影響で当初予定より1年延長やむなしとなりましたが、24年税制改正大綱には踏み込んだ内容での記載を求め、税政連と一体になって活動を行った成果が出ました。本年25年大綱には、法改正の具体的内容記載が行われるように、与党、野党、及び隣接土業の理解を求める活動を行います。

予断を許せない一番の懸念は、国会が不安定なことです。難関は秋以降に待ち受けていますが、一致団結して乗り越え、改正実現を目指します。

### 検証2 公平公正な租税制度確立する

国税通則法は、成立以来60年振りの大改正が行われました。税理士会が長い間要望してきた、「更正の請求期間は一年で、それ以前は嘆願によることを改め、請求期間を5年に延長すること。全ての処分理由に理由附記を行うこと。調査には事前通知を行うこと。」等が改正され大きな成果が得られました。ただし、野党の反対を主な原因として、納税者の権利を通則法に明記すること、及び権利憲章を制定することは、附帯決議となり今後の課題となりました。

今回改正は中間地点ととらえ、更なる努力をいたします。旧法では事前手続、及び調査中の手続の多くが運営指針、並びに慣習で行われてきた事について、法令での規定になりました。これらの実務適用が納税者の利便となるように注視しなければなりません。

この大改正を生かすも殺すも、税理士次第であるととらえます。

さらに野田内閣は、「社会保障・税一体改革」を提言し、その一環としてマイナンバー法を国会上程しました。

常務理事会、関連所掌部、委員会での議論、拡大した役員レベルでの勉強会、及び支部長・理事合同会議で

の議論を行い、我が国の重大な転換点にある税政の改正について、東京会全体で思考することを行いました。

今までの税理士会はどちらかというと受動的でしたが、納税者、国民、国に求められているのは、提言する能動的な税理士会です。

### 検証3 電子申告を常態にする

電子申告は税理士に「特権」的な地位が与えられ、電子政府推進の中で税理士に期待されている役割は大きいものがあります。しかし、東京税理士会はまだまだ全国では後塵を拝する状態です。税理士であれば電子認証カードを全員が持つべきであると捉え、毎年900名近く登録する新規入会会員に証票交付の現場で行うことを行う施策を講じたところ、一定の成果がありました。今後も更なる普及推進に努めて参ります。

### 検証4 税務支援事業について

マニフェスト提案時に、3.11は予想すらしませんでした。昨年11月には「東京に避難されている方々に税務支援を」という一環で東京各地に相談所を設け、支部の全面的なご協力を得て、事業を行い一定の成果を得ることが出来ました。確申期には新宿、四谷支部協働で被災者支援を行い、実を上げることができ、仙台にも相談員を派遣いたしました。その他、延べ1万人以上会員の応援を得て、援助業務を行いました。今後も独自事業を中心とした事業を推進いたします。

### 検証5 会務の刷新について

税理士制度は代理士法から70周年を迎えました。制度は常に変革しないと発展は望めません。本会も肥大化する会員数に対応できる組織改革が求められ、部・委員会を横断する施策の立案、会務のスリム化と活性化という任務を負う特別委員会を立ち上げ、本年度は役員選挙制度の改正を提案しました。

次は、部委員会等組織の改革を模索いたします。

さらに、次世代の人材育成セミナーを企画し、本年度より試行的に行っており、52名の登録者が毎回興味深い議論を展開しております。

塾生の皆さんの旺盛な議論に、教授も大乗りで、新事業年度につながることを確信いたします。出席者を拝見していると「税理士のレベルは高い」と感心しますが、次期は9月ごろ開講、個人でのエントリー可能な塾といたしますので応募お待ちしております。

執行部一丸となり、東北復興を支援し、都心直下型地震にも備え、拓く会との連絡をみつに行い、日税連でのリーダーシップを発揮し、本会会員の期待に応えてまいりますので、ご支援よろしくお願ひします。